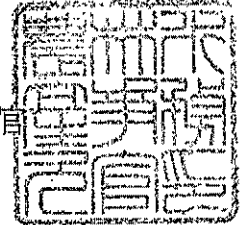




25消安第1336号
平成25年7月1日

北海道知事 殿

農林水産事務次官



「薬事法関係事務に係る処理基準について」の一部改正について

今般、薬事法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第19号）により、検定合格証紙貼付が廃止されたことから、「薬事法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月9日付け12畜A第1074号農林水産事務次官依命通知）が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

(別紙)

「薬事法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月9日付け12畜A第1074号農林水産事務次官依命通知)の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>別紙</p> <p>第2 検定に関する処理基準</p> <p>1 (略)</p> <p><u>1 (削除)</u></p> <p>2 検定不合格となった動物用医薬品の処理</p> <p>都道府県知事は、<u>令第60条第2項</u>の規定に基づき、出願者に検定の結果を通知する場合には、検定に不合格となった動物用医薬品については、再検定の申請がない場合にあつては規則第159条第1項の期間経過後に、再検定を申請した場合にあつては再検定に不合格となった旨の通知があつたときに、出願者自ら、速やかに廃棄等の適切な措置をとるよう指導することとする。</p>	<p>別紙</p> <p>第2 検定に関する処理基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>検定合格証紙の取扱い</u></p> <p><u>都道府県知事は、令第61条の規定に基づき、凍結保存の必要な動物用生物学的製剤に封を施す場合にあつては、凍結製剤を保存する容器又は被包を封かんすることとする。</u></p> <p>3 検定不合格となった動物用医薬品の処理</p> <p>都道府県知事は、<u>令第61条</u>の規定に基づき、出願者に検定の結果を通知する場合には、検定に不合格となった動物用医薬品については、再検定の申請がない場合にあつては規則第159条第1項の期間経過後に、再検定を申請した場合にあつては再検定に不合格となった旨の通知があつたときに、出願者自ら、速やかに廃棄等の適切な措置をとるよう指導することとする。</p>